

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第1回 枚方市景観審議会
開 催 日 時	平成27年7月2日（木） 10時00分から 11時30分まで
開 催 場 所	別館4階 特別会議室
出 席 者	会長：吉川委員、副会長：下村委員 委員：鶴島委員、岡委員、清水委員、津田委員、恩地委員、 小野委員、富田委員、加藤委員
欠 席 者	委 員：藤本委員、北村委員
案 件 名	議案第1号. 枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導について 報告第1号. 審議会運営要領の改正について
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・議案第1号 <ul style="list-style-type: none"> 資料1 屋外広告物等の規制及び誘導の検討について（案） 資料2 市民アンケート調査・実態調査結果より見えてくるもの 資料3 実態調査結果資料（全体一覧表抜粋・プロット図・個別票） 資料4 屋外広告物等の規制及び誘導の検討に係るスケジュール（案） 資料5 枚方市景観審議会運営要領（平成27年5月20日改正） ・参考1 市民アンケート集計結果 ・参考2 平成26年度第3回景観審議会会議録 ・参考3 審議会委員名簿
決 定 事 項	屋外広告物等の規制及び誘導については、事務局案のとおり進めるものとし、今回はパブリックコメント素案の確認をする。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	都市整備部 都市整備推進室

審 議 内 容

1 開 会

吉川会長： お待たせいたしました。定刻には、まだ2分ほどございますが、委員の皆様お集まりということですので、ただいまより平成27年度第1回枚方市景観審議会を開会いたします。

本日は委員の皆様、何かとお忙しい中、また梅雨の晴れ間といいますが、蒸し暑い中、ご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導についてを、去る5月20日に開催いたしました本審議会の専門部会での意見なども踏まえまして、審議してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日の会議録の署名人については、五十音順ということになりまして、清水委員と津田委員にお願いしたいと思います。

それでは、本審議会の開催に当たり、市を代表しまして、戸野谷都市整備部長より、ご挨拶をお願い申し上げます。

戸野谷部長： 皆さん、おはようございます。都市整備部長の戸野谷でございます。

委員の皆様には、平素より本市行政にご支援とご協力をいただき、まことにありがとうございます。また、本日は何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、早いもので本市も景観行政団体となりまして、2年目に入りました。この間、良好な景観形成に向け、景観法に基づく届出や景観アドバイザー制度の活用を通じまして、よりよい景観形成への誘導や屋外広告物許可申請に関する申請促進などを行ってきたところでございます。また一方で大阪府では、ビュースポット景観形成という取り組みが進められておりまして、そこへの参画など、積極的に景観施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

本日の審議会では、昨年、秋に諮問させていただきました景観計画等に即した屋外広告物等の規制誘導につきまして、前回の審議会で設置が承認されました専門部会が5月に開催をいただきましたので、当専門部会におけるご意見も踏まえ、規制誘導案を提案させていただく予定でございます。

今後のスケジュールといたしましては、来年4月の改正屋外広告物条例の施行に向け、事務を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

吉川会長： ありがとうございます。
それでは次に、委員の皆様のお出席状況の報告と資料の確認を、事務局のほうからお願いいたします。

事務局： まず始めに、委員のお出席状況をご報告させていただきます。今回の委員総数は12名でございますが、本日は10名の委員の皆様にご出席いただいております。枚方市附属機関条例第5条の規定に基づき、委員総数の過半数に達しております。

したがって、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、委員の変更がございますのでご紹介させていただきます。参考資料3とあります審議会名簿をご覧ください。後ろのほうにインデックスで資料3としております。

名簿の中ほどでございますが、行政分野の津田委員につきましては、今年4月の大阪府の人事異動に伴い、嶺倉委員の後任といたしまして、先日の専門部会から参画していただいております。

それでは津田委員、一言、よろしくお願い申し上げます。

津田委員： 大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課の津田と申します。今、ご紹介をいただきましたように、今年から景観関係の担当をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

事務局： ありがとうございます。

次に、名簿の下のほうをご覧ください。建築分野の北村委員につきましても、団体内での人事異動に伴い、福山委員にかわり、新たに就任していただきましたが、本日は欠席される旨、お伺いしておりますので、次回改めてご紹介させていただきます。

なお、藤本委員につきましては、欠席される旨の連絡をいただいております。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

本日の資料につきましては、まず議事次第でございます。

次に、議案第1号の資料といたしまして、資料1、2、3、4でございます。

次に、報告第1号資料といたしまして、資料5でございます。

続きまして、参考資料といたしまして、参考1、2、3でございます。参考1につきましては、前回いただいた意見をもとに、修正したものをご用意させていただきます。

以上となっておりますが、過不足等ございませんでしょうか。よろしい

でしょうか。

資料につきましては、以上でございます。

なお、机にあります、氏名を記載させていただいております資料は、次回の審議会でも使用しますので、お帰りの際は、そのままにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

吉川会長： ただいま事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は10名の委員の出席で成立しております。

本審議会は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき、原則公開としております。本日の議案を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開としますが、ご異議ございませんでしょうか。

出席委員： (異議なし)

吉川会長： はい、ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は公開とさせていただきます。

本日、傍聴人はおられますでしょうか。

事務局： 本日は、傍聴を希望される方はおられません。

2 議題

吉川会長： それでは、審議に移りたいと思います。

では、議案、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導についての説明をお願いしようと思いますが、説明が長くなりそうですので、区切りのいいところで、質問や意見の時間をとりたいと思います。

また、最初の説明を受けた後に、専門部会での意見等補足事項を確認したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願い申し上げます。

事務局： おはようございます。よろしくお願いいたします。

座って、ご説明させていただきます。

それでは最初に、議案第1号、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導について、事務局より説明させていただきます。

お手元の資料1が、今回の屋外広告物等の規制及び誘導に関する方針資料となります。また、資料2が方針を導くための根拠資料となっておりますので、これら2つの資料を中心に、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

それでは、資料1の1ページをご覧ください。

まず、見直しの目的でございますが、枚方市屋外広告物条例は、平成26年4月に施行したものです。本条例は府条例を参酌した規制基準となっております。このため、本市の都市景観基本計画や景観計画に即していないところがあり、昨年度より屋外広告物の実態把握に向けた調査や市民アンケートを行い、これらの結果を踏まえ、地域の特性にふさわしい良好な景観形成が図られるよう、本条例を市独自の規制及び誘導基準に見直しをするものでございます。

実態調査の内容ですが、前面のスライドをご覧ください。調査路線図です。

実態把握のため、景観計画に定めます景観重点区域や景観形成区域を中心に、16路線、調査延長約80キロについて実施いたしました。

また、お手元の資料といたしましては、済みませんが、お手元の資料3をご覧ください。

実態調査の内容を整理しました成果サンプルでございます。A3のものでタイトルが、「実態調査結果資料（全体一覧表抜粋）」とあるものです。表面が調査路線における広告物の種別や面積、設置されている高さなどをまとめております。また、裏面には看板の地色情報などの情報をまとめております。

次のページのA3でタイトルが、「枚方市屋外広告物実態調査MMS取得結果」とあるものが、看板等の設置位置を平面図にプロットしたものでございます。

図面の中で、黒色の丸で囲っているところをご覧ください。この部分に掲載されている看板等の詳細情報が、次のページ、A4の資料でございますが、タイトルが、「屋外広告物実態調査 所有者別調査票」のものになります。いわゆる屋外広告物のカルテとして、詳細な設置状況や許可状況などを整理しております。今回の調査では、この個別カルテを約6,600枚を作成しております。

また、市民アンケートの結果につきましては、前回の本審議会でもお示ししておりますが、項目間の比較ができるようパーセント表示に統一するなど、一部修正を加えております。本日は詳しい説明は省略させていただきますが、お手元の参考1として添付しておりますのでご参照ください。

それでは、資料1のほうにお戻りください。

次の2の見直し検討のイメージについて、ご説明いたします。

今回の見直しは、景観計画等との整合を図ることを目的とし、検討に係る4つの視点及び市民アンケート調査・実態調査の結果より見えてくるものから、見直し対象項目を設定・検討いたしました。

その見直し対象項目の根拠となる検討状況ですが、恐れ入りますが、資料2の1ページの下段のイメージ図をご覧ください。

前回の審議会でもお示ししておりますが、専門部会での意見を受け、一部修正と追加を行っております。検討に係る4つの視点、実態調査結果より見えてくるもの、そして市民アンケート調査の結果より見えてくるものから、見直し対象とする項目を洗い出しました。図の中で、洗い出した項目に、番号を①から⑨までつけております。それぞれの洗い出した項目の内容についてご説明いたします。

裏面の2ページをご覧ください。見直し対象項目の洗い出しと検討と見出しをつけてるものでございます。

それぞれの内容を簡単に箇条書きで説明しております。この内容が、本日審議していただく主な検討結果の方針となるものでございます。

①景観計画区域との整合（河川軸区域・重点区域）につきましては、市域全域を規制対象区域とし、新たに景観形成区域等との整合を図ります。

②眺望景観のための規制（屋上・自立広告物）につきましては、自立広告物の大きさなどを一部規制、見直し対象といたします。また、屋上広告物は大規模なものが多くなる傾向がある割に、鮮やかな色彩のものが比較的少ないことから眺望景観への影響は少ないものとし、基準見直しは必要ないと判断しております。

③第2種低層住居専用地域を一部禁止区域に当初は編入を考慮しておりましたが、実態調査の結果を踏まえ、禁止区域には編入はしないことといたします。

これは、今回の実態調査結果、資料といたしましては、資料2の3ページをご覧ください。

2つの表がありますが、非常に字が小さくて申しわけありませんが、上の表が広告種別ごとの集計で、約6,600基の広告物があります。また、次の2番目の表が、路線種別ごとの許可状況の集計表でございます。

第2種低層住居専用地域につきましては、表の中ほどにありますが、手続違反物件ではありますが、設置数が多いことが判明し、禁止区域に編入すると、これら全てが実態違反物件となり、掲出自体ができない物件となってしまいます。このため、今回は規制を強化するといった規制基準ではなく、適正化に向けたガイドラインの誘導基準等による検討を進めております。

なお、今後作成を検討することと考えておりますガイドラインですが、許可基準となるような基準ではなく、よりよい屋外広告物景観を目指すた

めの誘導事項を公に示し、事業者の理解を求めていくためのツールと考えております。このガイドラインに示す誘導の基準は、さらに今後、許可基準を見直す際には、許可基準とすることを旨とするものも含めることで考えております。

また、この表の最下段右側に黒太枠で囲っているところが、全体の許可状況として、26.7%となります。

それでは、資料2の2ページに戻っていただきまして、ほかにも規制基準ではなく、ガイドラインによる誘導基準等を検討しております項目についてですが、④のデジタルサイネージ・ラッピング広告・屋内広告と、⑦の枚方市駅周辺の規制の中で、その他広告物、⑧のぼりの基準となります。

特に枚方市駅前では、屋外広告物法の規制が及ばない屋内広告について、本審議会の中でも課題事項としてあげられ、規制基準ではなく、誘導基準を設定し、望ましい良好な景観への誘導を図ると同時に、将来の規制基準となるべきものとして作成し、市民、事業者への周知に活用していく方向でご検討していただいております。

⑤色彩基準は、景観重点区域である枚方宿地区に新規で設定いたします。

⑥道先案内の扱いにつきましては、利便性確保のため、病院や学校への道案内、ランドマークや目印となるような施設を対象に緩和いたします。

⑦枚方市駅周辺の規制で、屋上広告物の一部新設を禁止いたします。

⑨壁面広告物の規制につきましては、見直しなしとしております。これは、小規模のものが多く鮮やかな色彩のものも比較的に少ないため、基準見直しは必要ないと判断しております。

以上が、今回見直しを進める主な整理項目となります。

恐れ入りますが、資料1の1ページにお戻りください。

次の3、見直し検討の基本方向について説明させていただきます。現在、先ほどの資料でご説明しましたとおり、屋外広告物許可申請率は3割弱程度に留まる状況です。このため、公衆の安全を確保し、良好な景観形成を誘導するため、申請率向上による掲出状況の把握が課題となっております。このことから、良好な景観形成を促進するために、段階を追った基準の見直しを行うものでございます。これにより、既に掲出されている広告物が、見直し後も一定程度適合する許可基準として設定しようと考えております。

次に、4、規制基準の主な要素でございますが、①規制区域、②設置する場所（屋上、壁面、地上）、③自家用、非自家用の区別により、広告物掲出の基準が決まります。

次に、5、見直し基準（広告物の位置、大きさ等の基準）についてです

が、先ほどご説明いたしました見直し検討のイメージから、具体的方針について、順次説明いたします。

まず、(1)規制区域の変更の内容についてですが、4点の項目を整理しております。恐れ入りますが、裏面の規制区域の見直しイメージ図をご覧ください。カラーのものでございます。

最初に、景観計画の区域と同様に規制区域を市全域とします。これにより、着色のある制限区域がかからない場所には、もれなく一般区域としての基準が係ることになります。一般区域の基準につきましては、区域図の下に箱抜きの中に、表1としてお示ししておりますとおり、今回は内容の変更はございません。

次に、図面に赤色で示しております①道路軸制限区域ですが、その範囲を沿道500mまでの範囲から50mまでといたします。

また、青色の②河川軸制限区域につきましては、景観計画で景観形成区域として設定しております天野川、穂谷川沿岸区域を追加いたします。

黄色部分の③枚方宿地区については、もともと淀川沿岸区域にありますが、景観重点区域に合致させる新たな面型制限区域として設定を行うものでございます。

さて、これらの設定根拠についてですが、恐れ入りますが、資料2の5ページをご覧ください。

5、見直し基準、(1)規制区域で、①規制区域を市全域といたします。これは、枚方市景観計画との整合を図るものでございます。次の②道路軸制限区域の範囲を沿道50mまでとするものでございます。その根拠としては、実態調査の結果のグラフをつけておりますとおり、約98%の広告物が沿道50m以内に掲出されていることがわかります。

次に、③河川軸制限区域に天野川・穂谷川沿岸区域を追加するものでございます。同じく実態調査結果をつけておりますが、天野川、穂谷川ともに淀川に比べて現在は、広告物の掲出は少ない状況にありますが、景観形成区域として良好な景観に向けた取り組みが必要なエリアであることから追加するものでございます。

次の6ページをご覧ください。

④枚方宿地区に新たな面型制限区域を設定するものでございます。上の図が全体図で、その詳細図面を下段につけております。この図は、本市景観計画で景観重点区域として設定しております区域図と同じものでございます。茶色の部分が歴史的環境整備ゾーンです。また、青色の部分が商業・業務環境整備ゾーンです。黄色の部分が生活環境整備ゾーンとなっており、景観計画ではこれらのゾーンごとに建築物や工作物の色彩や外壁、意匠などの基準を定めております。

ここまでの検討にかかる概要、それから見直しの規制区域の変更につい

て、資料1の1ページから2ページまでの説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

吉川会長： それでは、ただいま説明のありました内容について、ご質問やご意見を個々にお受けする前に、専門部会での意見等を確認して、その後に専門部会に関連した内容も含めて、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。

専門部会は、部会長が岡委員、副部会長が藤本委員ということですので、岡部会長、お願いしてよろしいでしょうか。

岡委員： はい。

吉川会長： 専門部会で挙げた意見等、何か補足することがあればお示しいただければと思います。

岡委員： はい。それでは、専門部会で挙がりました主な意見をご紹介します。

まず始めは、先ほどご紹介のありました資料3のところに、実態調査をしていただいているんですけども、その実態調査の色を全部マンセルの数値に落としていただいています。その報告を受けましたが、その色とそれから実態の色とが随分乖離しているというふうな指摘が色彩の専門の先生からございまして、もちろん調査をしますので、天候によって明るく出たり暗く出たりということがありますので、その数値そのものを使うのは問題ではないかというふうな質問が出ました。

それから、枚方市の駅周辺の一部、新設の広告を一部禁止する区域というのがあったんですけども、それにつきましては、図面上、線路の鉄軌道の上の部分についての明記があんまり明確ではなくて、駅舎というのがどういう扱いになるのかというふうな質問が出ておりました。そういうのも含めてエリアをもう一度確認してほしいという話でした。

それから3つ目が、道路軸沿道で、一部緩和するというのが、施設への道案内とか誘導にかかわるような看板、そういうものはどれくらいの範囲まで一部緩和できるのかというふうな質問が出ました。

それから4つ目が、先ほど説明もありました枚方宿地区の話ですけども、枚方宿でも同じように色や面積を基準にしてというふうな話が出ていましたが、伝統的な広告の手法で、例えば、大きな木の看板であるとか、それからのれんであるとか、今の広告の基準とは少しニュアンスの違うような物も広告として出てくる可能性があるので、そういうのはやはり質的な向上を目指すということで、量というよりも質のことで規制するようなことを考えてはどうかと、規制とか基準を考える必要があるんじゃない

いかというふうな意見が出ました。

それから、また資料全体の作りつけについてですけれども、これは今回、直ってきているところなんですけれども、見直し目的の記載をしてほしいとか、見直し検討のイメージ図のつくり直しをしてほしい、その他、項目をちゃんと挙げてほしいとかいうような要求が出ておりましたので、今回はそれを全部修正した形で報告していただいているということです。

吉川会長： どうもありがとうございました。

今、専門部会のほうで出された主な意見を、岡部会長のほうからご紹介をいただきましたが、事務局のほうで、今のご意見に対する対応等はございますでしょうか。

事務局： 今、報告をいただきました内容で、実態調査から得た色彩情報については、あくまでも比較検討する数値として扱うことにしました。その旨の注記も資料に入れるようにしております。

それから、枚方市駅周辺の一部新設禁止とする対象範囲につきましては、基本は道路で区切られた範囲とし、一部を都市計画の用途地域の境界線で設定しております。駅舎については、含めるものといたしました。

道路軸沿道について、一部緩和する対象は、先ほどご説明しましたとおり入れております。

枚方宿地区での基準につきましては、前回、規制基準として説明いたしましたが、ご意見も踏まえ、質の向上を目指すための誘導基準として設定することが妥当と考えております。

それと最後に、資料の作りつけにつきましては、ご意見を参考に手を加え直しをしております。

以上でございます。

吉川会長： ありがとうございます。

それでは、かなりの内容を事務局と岡部会長のほうからご紹介していただきました。専門部会での検討された経過も踏まえまして、ただいまご説明のあった全てを対象に、その内容について、ご意見やご質問をお受けしたいと思います。委員の皆様の積極的なご発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

加藤委員： 現在の広告物許可申請が、3割程度に留まる状況というところはかなり低いと思うんですけれども、これの申請を最終的にはどの程度までに持っていくのか、もちろんそれは10割を目指される、そのために余り厳しく

縛り過ぎるのではなく、まずはガイドラインという形から浸透させていくという考えでいらっしゃるということでしょうか。

事務局： 許可申請率については、全国的にも多分同じようなレベルかと。今回、屋外広告物については手続きが必要であるということは、やっぱり認識されてない業界の方とか個人の方もあると思うので、広報とか啓発とか説明会といったものを考えます。また、屋外広告物に関しましては、適正化旬間というか、その適正に向けた広報活動するという期間がありまして、そのときに啓発活動をします。目標としましては、なるべく少しずつでも適正になるように、頑張っていきたいと思っております。

加藤委員： 仕様に際して、今ってサイズであったり、色彩であったりというところに重点をおいてご説明されてると思うんですけども、安全性の面である基準であったりとか、そのあたりも今後、ご検討されていきますか。

事務局： 今年、札幌で看板が落下した事故がありまして、国土交通省のほうより、屋外広告物の実態に関する照会がありまして、本市でも報告しております。安全性については、チェックシートをつけて事業者自身でチェックしていただいて、安全なのかどうかというのを、判断しております。

吉川会長： ほかにございませんでしょうか。

岡委員： 私が質問してもいいですか。

吉川会長： それでは、岡委員。

岡委員： 資料1の3番の見直しの検討の基本方向とのところなんですけれども、先ほど申請率を向上させるという話があったんですが、手順としましては、申請率を100%にしてから、段階を追って基準の見直しを行いますというふうに読み取るのでしょうか。それとも100%にしないけれども、様子を見ながら基準をちょっと厳しくしていく、100%にしようと思ったら、せっかくこのリストがあるわけですから、それぞれの方にできてませんよと言いに行くと、まあ大変な人海戦術ですけども、できないわけではないんですが、どういう手順で、今度段階を追った基準の見直しというふうに入っていくのかというところを教えてください。

事務局： 昨年、企業に周知文書を送付しまして、取り組んだところ、数%ですが申請が増えたんです。今後も段階的に、ではありますが、申請率も上げな

がら、新たな制度へ移行していければと思っております。

吉川会長： 基本的には、スパイラルアップを目指すということですよ。

事務局： はい。

岡委員： 明らかに新設で、これはまずいぞというので申請が挙がってきてないものについて、告発するというか、注意するとかいうふうなことってというのは、やる気はあるのでしょうか。

事務局： それは非常に難しいご質問ですね。その状況とか、先ほどの安全面とかそのあたりでは、当然すぐに対応しなければいけないと思います。状況を踏まえて、全体にどの程度やっていかなきゃいけないかというのも、まだ具体には検討していないので、今後の検討課題としたいと思います。

岡委員： 不公平な感じはするかもしれませんが、そういうものは一度注意をしたという事実がどこかで報道されると、そういうのがあったのかというのが一度に皆さんにわかっていただけるんじゃないか、ある意味、効果的かもしれないなと思います。

吉川会長： はい、ありがとうございます。

ほかに、ございませんでしょうか。

それでは引き続いて、もう少しご説明をいただけるということになるんですよ。

事務局： はい。それでは、後半部分の説明に移らせていただきたいと思います。

資料1の3ページをご覧ください。

(2) 基準につきまして、先ほどご説明いたしました規制区域についての制限の具体的な内容の見直しについて、順次説明いたします。

最初の①道路軸制限区域(表2)でございますが、まず表の見方をご説明いたします。規制基準の主な要素となっております規制区域として、横の項目3つで、左から重点制限区域として都市計画で住宅系の用途地域となっています区域は、環境に配慮して制限が厳しい区域です。次の一般制限区域は混在系の用途地域として、いわゆる普通の制限区域でございます。次の制限緩和区域は商業系用途地域で、商業施設の集積などにより看板の掲出が必要となることから制限がゆるい区域でございます。

次に、縦の項目が3つあり、設置する場所として屋上、壁面、その他広告物、いわゆる支柱がある地上の看板などがございます。それぞれの項目

に自家用、非自家用の区別があり、自家用広告物というのは、その場で営業する店舗等に設置されてる看板のことで、非自家用とはそれ以外の道先案内看板などのこととさせていただきます。広告物の大きさに係る、たて、よこ、と、表示面積に加えて高さの基準があります。

また、表の中で網掛けをしている部分が規制を見直す箇所、バー表示が変更しない箇所ですが、一部、※1と記載されている箇所が、先ほどご説明いたしました道先案内等で、災害時における避難場所や利便性向上等のため、不特定多数の方が利用する施設への誘導については設置できるように、その対象や規模に対する規制を一部緩和するものとさせていただきます。

今回、(表2)では、これらの規制内容を、従前と見直し後に比較できるように表形式でまとめてさせていただきます。※1の一部緩和につきまして、具体的な対象例として、規模の検討を表の下段に箇条書きと表でお示ししております。公的なものにつきましては、現在も適用除外となるものがありますが、民間施設でも、①の病院や地域防災計画に位置づけられる施設への道案内として、関西医科大学附属病院やパナソニックアリーナなどをイメージしております。また、②ランドマークや目印となるものでは、例に示しておりますように、学校や大規模店舗などをイメージしております。

その規模基準は下段の表3のとおり、1基あたり30㎡以内、高さは10m以内、案内する施設につき4基までといった総量規制も考えております。

それでは、最初の道路軸制限区域についての規制見直しでございますが、表の最下段右側で制限緩和区域における非自家用、その他広告物において、その表示面積を50㎡以内から30㎡以内とし、高さにつきましては、従来の広告板5m以内、広告塔15m以内としていたものを、広告板と広告塔の区分を無くし、一律10m以内とするものとさせていただきます。

具体のイメージとして、前面のスライドをご覧ください。

最初のスライドは、道路軸制限区域で制限緩和区域に現存する広告板で、面積は4.6㎡、高さが7.5mですので、従前の基準では高さが5mを越えておりますので適合しませんが、今回の見直し案では、高さを10m以内とするので適合物件となります。

次のスライドは少しわかりづらいですが、横長の面積8㎡、高さが1m、ちょうど柵のところにはりついている看板なんですけども、今回、その表示面積を50㎡から30㎡に強化しますが、見直しの前から適合しております。

次に、このような規制とする根拠についてですが、恐れ入りますが資料2の7ページをご覧ください。

最初に、表の見方についてご説明いたします。表の一番上の網掛けをしている箇所が見直し基準の内容を記載しております。その下が市民アンケ

ートの内容で関連する内容を記載しており、その下が実態調査の結果を記載しております。この表から、地上広告物については、現状を上回るような大きな看板への市民ニーズはないことから、実態調査の結果を踏まえまして見直し基準を設定しております。

前面のスライドをご覧ください。

次に、同じく道路軸制限区域での道案内看板の大きさを見ていただくものとしての例でございます。非自家用ですので従来は設置できませんが、今回、対象を拡大することと、表示面積を30㎡以内、高さを10m以内とする中で、この程度の看板は設置できることとなります。

次のスライドは、面積はぎりぎりの28.8㎡、高さが9mです。この程度の規模までは設置できるものとして考えております。

次のスライドは、同じく道路軸制限区域の道案内ですが、大きさや高さが適合しない広告物の例で、この例では面積が34.4㎡、高さが12.5mなので適合はしていません。

次のスライドも高さは8mなので、適合しますが面積が43.5㎡と基準を越えることから適合しない例となります。なお、これらの道案内の例は、許可できる大きさや高さのイメージを持っていただくためのものがございますので、設置位置や表示内容は、今回無関係ですのでよろしく願いいたします。

それでは、資料1の4ページにお戻りください。

次に、②河川軸制限区域及び東部制限区域についてでございます。表4をご覧ください。

規制見直しですが、表の最下段左側で、重点制限区域における非自家用、その他広告物において、その表示面積は7㎡以内と変更はありませんが、高さについては、従来の広告板5m以内、広告塔15m以内としていたものを、広告板と広告塔の区分をなくし、一律10m以内とするものがございます。

次に、表の最下段中央で、一般制限区域における非自家用、その他広告物において、その表示面積に規制なしを、30㎡以内と上限を設定いたします。ただし、東部制限区域の調整区域では、7㎡以内の制限については変更はございません。また、高さにつきましては、規制がなかったものを10m以内とし、東部制限区域の調整区域では、従来の広告板5m以内、広告塔15m以内としていたものを、広告板、広告塔の区分をなくし、一律5m以内と強化するものがございます。

前面のスライドをご覧ください。

今回、追加する河川軸制限区域の現状で最初は天野川の状況でございます。ご覧のとおり、あまり看板の掲出は見られません。

次が穂谷川の状況です。こちらもあり看板の掲出は見られません。

では、実際の看板の状況について、見直し基準に適合する事例、適合しない事例をスライドで見てくださいと思います。

最初のスライドは、河川軸制限区域の重点制限区域にある高さ6mの広告板でございます。この程度の規模は必要な範囲とみなし、今回の見直しの10m以内となりますので適合となります。

次のスライドは、東部制限区域の重点制限区域にある高さ8.2mの広告板ですが、これも10m以内となるので適合となります。

次のスライドは、河川軸制限区域の一般制限区域にある高さ7.4m、面積が27㎡の広告板ですが、これよりも一回り大きい程度であれば必要の範囲とみなし、今回の見直しで10m以内、30㎡以内としておりますので適合となります。

次も河川軸制限区域の一般制限区域にある高さ5.1m、面積が4.5㎡の広告板ですが、従前から適合となる規模はこの程度のものでございます。

次からのスライドは、大きさ・高さに適合しない事例となります。

最初は、河川軸制限区域の一般制限区域にある高さ10.7m、面積が29.1㎡の広告板ですが、今回の見直しの面積30㎡以内には適合しますが、高さが10mを少し越えるため不適合となります。つまり適合できる規模は、今見いただいている広告物より、若干小さいものということになります。

次は、河川軸制限区域の一般制限区域にある広告板ですが、高さは5.8mで適合しますが、面積が65.5㎡と30㎡を超えるため不適合となります。

次のスライドも、河川軸制限区域の一般制限区域にある高さは12.5m、面積が34㎡と大きさ、高さともに基準を越える広告塔となることから不適合となります。

それでは、資料1の4ページにお戻りください。

次に、表の上段右側で、※2と記載されている制限緩和区域における屋上の自家用、非自家用では、枚方市駅周辺のうち、一部の商業地域に限り、15mを超える位置への広告物の新設を禁止するものでございます。

前面のスライドをご覧ください。

枚方市駅周辺で屋上看板の事例でございます。このように15mを超える位置での新設に限り禁止しようとするもので、なお、写真はイメージであり、既存は対象外となります。

次に、このような規制とする区域ですが、恐れ入りますが資料2の11ページをご覧ください。

上段が制限区域の図面です。市民アンケートからは、規制が必要と考える場所に枚方市駅周辺の割合が高いことなどがわかりました。また、実態

調査の結果からも、ほかの区域に比べて、枚方市駅周辺は広告物の数が多い傾向であることがわかりました。また、枚方市駅周辺につきましては、本市におきまして、枚方市駅周辺再整備ビジョンが策定されており、まちづくりとしての将来像にふさわしい誘導基準が必要と考えております。こういったことから、今回は規模用件である15mを超える位置への新設設置に限って禁止することといたしました。この15mの数値につきましては、現在駅前にある建物のほとんどが5階建て相当以上であることや、景観法に基づく特定届出対象行為となる建築物の規模が15mを超えるものであることから設定いたしました。

次に、先ほどの、その他広告物で非自家用の表示面積や高さの基準を見直す根拠は、道路軸と同様に市民アンケートと実態調査の結果から総合的に判断しておりますので説明は省かせていただきますが、その内容につきましては、資料2の13から17ページに記載しておりますのでご参照いただけたらと思います。

それでは、基準の最後となりますが、資料1の6ページにお戻りください。③枚方宿地区についてでございます。表5をご覧ください。

表の上段ですが、看板の大きさの基準については、先ほど説明いたしました②河川軸制限区域、東部制限区域と同じものとなります。新設の基準として、表の中ほどに記載しておりますように、1つは色彩基準を新たに設けたこととなります。対象を屋上広告物、壁面広告物、地上広告物を新設する場合とし、景観計画で規定するゾーンごとに対象とする広告物の規模を設定しております。例えば、歴史的環境整備ゾーン、いわゆる街道沿いでは、新設で表示面積が5㎡を超える広告物を対象に、基準とする彩度を超えるものについては、事前協議の対象とするものでございます。また、その他の基準については、新たな広告媒体であるデジタルサイネージへの配慮項目を付加することとします。

次に、このような基準とする根拠についてでございますが、恐れ入りますが、資料2の18ページをご覧ください。

実態調査結果（傾向）の表でございますが、色相についてRは赤色、Yが黄色というふうに色相の区分を縦軸にとり、横軸に彩度の区分を設けております。一番下の※印は、白や黒など無彩色相当の色の状況でございます。無彩色の割合は、枚方宿地区では約41%となっており、同じく19ページの表にありますように、市全域での平均である約26%に比べ、高い状況になっています。

下段の表で、太い黒の点線が景観計画での外壁色の基準でございますが、その彩度に4を加えた彩度までの範囲を枚方宿地区の看板の地色の範囲とし、太い黒の実線の範囲に留める基準としています。また、その対象となる看板の表示面積は歴史的環境整備ゾーンでは5㎡を超えるものから

を対象としています。

資料2の21ページ、下段をご覧ください。

事前協議や許可手続フローについてですが、当初は、許可基準となるような規制基準として検討を進めておりましたが、地元のまちづくり協議会の活動もあることから、看板の質の向上などを求める誘導基準として、事前協議を含めてイメージしております。いわば、目標とする色彩基準という扱いでございます。

それでは、前面のスライドをご覧ください。

枚方宿地区での色彩基準の設定についてですが、このような看板を新たに設置する場合については、彩度が基準内であることから事前協議の必要はございません。

次のスライドは、ブルー系の彩度が超えていることから事前協議の対象となります。

次のスライドは、自然素材を活用した趣のある看板でございます。

次のスライドも、昔ながらの自然素材を生かした看板の例でございます。

こういった質の高い看板も数多く掲出されている地域であることから、基準については誘導基準として設定を考えております。一方、歴史的環境整備ゾーン以外の区域である商業・業務環境整備ゾーン、生活環境整備ゾーンにつきましては、街道から見える程度の広告物を対象とし、高さ15mを超え、かつ、表示面積100㎡を超える広告物を対象に見直し基準のとおり色彩基準を追加するものでございます。

それでは、資料1の6ページにお戻りください。

次に、6、その他の主な内容でございます。今回の条例改正を進める中で、禁止区域として規定するものや、あるいは除外するもの、また適用除外になるものについて、実情に応じた扱いができるようにと考えております。

最初の(1)禁止区域としては、従来からの第1種低層住居専用地域等に、新たに枚方市文化財保護条例の規定による史跡等を追加いたします。また、研究所や図書館等については禁止区域から除外といたします。

(2)条例の規定の適用を受けずに掲出できる広告物、いわゆる適用除外についてですが、工事現場の仮囲いに表示されるものや非常災害時に応急的に表示するものなどについては、適用除外の取り扱いにしようと考えております。

最後に、7、今後の進め方でございますが、恐れ入りますが、資料4をご覧ください。

まず、本景観審議会につきましては、冒頭で部長の挨拶にもありましたが、次回、今年度の第2回目の審議会で中間答申をいただいた上で、条例

改正及び景観計画変更については、10月ごろを目処にパブリックコメントを実施し、その後、景観計画変更に関しては、都市計画審議会への意見聴取、その後、本審議会での最終答申、そして条例改正に関しましては、12月定例議会へ条例案を提出して、平成28年4月に改正屋外広告物条例の一部施行、10月の全面施行を予定しているところでございます。

なお、景観計画の変更につきましては、屋外広告物条例の改正に伴い、景観計画の中に屋外広告物に関する記述があり、本条例の改正に合わせ一部文言整理を行う必要がありますので、その内容を整理するものでございます。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

吉川会長： 先ほど、岡部会長のほうから、ご紹介がありました、専門部会での議論を踏まえて、規制基準の検討を行うということで、今、説明をいただきました内容について、ご意見、ご質問をお受けいたします。専門部会にご参加されておられない委員のほうから、積極的にご質問、ご意見を頂戴できればと思っております。

富田委員： 商業地域ですね、駅前とか、これ50㎡から30㎡とか、高さを10m以内に、とされる何か根拠とかあるんですか。

事務局： これは、一番大きな根拠は実態調査から、27㎡とか28㎡とか、大体それにおさまっており、高さについても同様ですので、従って切りのいい10mにしました。

富田委員： それともう一つ、枚方宿ですが、これ何か、さっき岡先生がおっしゃってましたが、基準を設けるという発言だと思うんですけど、京都なんか、祇園なんかを廻っていると、暗い町になってしもたなというのが、皆さんがおっしゃるお話なんですけど、例えば、うちの組合なんかで、提灯なんかも扱われてる方もおられるんですけど、提灯をものすごい目のかたきにする自治体も結構あるんです。一杯飲み屋の提灯というのが、結構、人間をずっと誘うような雰囲気もあるんでね、商売上、だからそういうものからご配慮、ちょっと人間的なぬくもりというか、そういうふうな味わいなものを演出できれば、非常にありがたいなという感じはしますけど。

事務局： おっしゃるとおり、まちづくり協議会としての地元の組織がありますので、その組織と十分意見交換をしながら、そのまちにふさわしい状況、自らこういうまちにしていこうという思いを生かした形で基準を設定

していきたいなと考えています。

吉川会長： 先ほど、岡先生のほうからもご紹介がありましたけど、量より質というのがそこだと思うんですね。ですので、逆に私自身は、個人的には提灯は目のかたきにいたしません、提灯結構と思うんですが、何か歴史的に意味があるような看板は、逆に積極的に掲げていただいても結構だし、あるいはそれにちょっと照明を当てていただいても、なお結構というような、そういう方針で枚方宿地区はやっていただければというふうには考えております。

ほかにございませんか。

加藤委員： そのところで、枚方宿地区の資料1番の5ページ、黒いグレーで囲われた四角、新設基準のところの、その他のところで、デジタルサイネージの項目を追加というところで、今こうやってスライド見せていただいているような、こんなイメージのデジタルの画像が流れたりというのが、デジタルサイネージなんですか。

事務局： 派手な色が目につくようなギラギラするようなものは、ちょっと地区にはふさわしくないのかと。デジタルサイネージの具体の規制とか基準というのは、全国的にもあまり確立されてないので、一定の方向性として、配慮を求める程度ということで挙げております。

加藤委員： これは使用を控えるというやわらかい表現よりも、それこそ禁止するといえますか、強めで、せっかく枚方宿地区のまちづくり協議会の方とお話しされて、こういう表現でも大丈夫なのでしょうか。

事務局： 協議会とも議論を深めて決めていきたいと思います。

吉川会長： 枚方宿地区には3つゾーンがありますよね。ですから基準を1つにはなかなか決められないかもしれませんね。駅周辺は商業業務に入ってしまうのでね。

ほかにございませんしょうか。

富田委員： さっき加藤さんもおっしゃったんですが、安全性というのが、業界のものすごい1つの課題になってまして、さっきチェック項目で、おっしゃってたんですけど、今大体どっちかっていうと目視、目で見ただけで、点検させていただいたんですが、我々業界としては、例えば、ある程度5年とか10年経過した物については、やっぱり開いてとかブラケットを開けて

とかいう形で、もっと精密な点検をさせていただきたいなど、その中で、やっぱりお客さんと我々業者との絡みですと、やっぱりお客さんのほうが立場的に強いので、なかなか強く言えないと、そこは行政の方がフォローしていただくような、何か形をつくっていただければ非常にありがたいかなと常に言うてるんですよ。ぜひともこういう項目の中に、何らかのそういう形か、文中に入れていただけるとありがたいかなと思います。

事務局： 年数がたってるものについては、点検基準なんかも、今、国のほうでも課題として捉えていますので、考えていきたいと思います。

富田委員： よろしくをお願いします。

吉川会長： ほかに発言はございませんでしょうか。
それでは、ご質問がないということですので、続いて、報告案件のほうですかね、審議会運営要領の改正について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

3 報 告

事務局： それでは、報告第1号、審議会運営要領の改正について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料5の裏面をご覧ください。

今回の改正につきましては、行政分野から選出していただいております大阪府の嶺倉委員が、本年度の人事異動で津田委員に変更となりましたことから委員の変更を反映しております。なお、本要領につきましては、先日開催しました第1回専門部会の日より有効としております。役職の変更による変更のみであったことから、報告案件とさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

吉川会長： はい、ありがとうございます。
これについて、ご質問とかいうのはないと思いますので、報告をお聞きいただいたということでお願いいたします。

4 その他

吉川会長： それでは、最後、その他ということで、事務局から報告があるので、事務局から説明をお願いします。

事務局： 4のその他につきまして、昨年度の景観法に基づく届出等及び景観アドバイザー会議の開催状況について口頭ではございますが、ご報告いたします。

景観法に基づく昨年度の届出の状況ですが、景観法第16条第1項、いわゆる建築物の新築に係るもので24件、景観法第16条第2項、これは変更の届出で2件、それから、あと公共団体等の通知ということで4件、合計30件の景観法に基づく届出等の事務を行いました。

それから、景観アドバイザー会議の開催状況ですが、昨年は5回開催しております、物件数としては8件ございました。

なお、アドバイザー会議に係る公開のあり方につきましては、広い制度活用の観点から、今のところ、開催件数程度を市のホームページで公開することと考えております。

以上でございます。

吉川会長： はい、ありがとうございます。

今、お話がありました届出と、景観アドバイザー会議の開催について、ご質問、ご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

今の数値的な資料は入ってないんですか。

事務局： ええ、これは、また次回きちっとした資料を入れさせていただきます。

吉川会長： はい。具体的な数値は、次回の資料で、ご紹介いただけるということですが、今のお話について、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

はい、それではよろしゅうございますか。

それでは、本日の審議会のまとめということになりますが、議案となっております枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導については、事務局の案を基本とし、本日いただいたご意見等も踏まえまして、検討を進める方向で対処していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

出席委員： (異議なし)

吉川会長： はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。

先ほども説明がございましたが、改正条例(案)のパブリックコメントに向けては、その内容を、また審議会のほうにお示ししていただければというふうに考えております。先ほどの日程的には、第2回というところでお示しいただけるというふうに考えておりますので、今日の資料もよく読

み解いていただいた上で、第2回で、もう一度ご意見をいただければというふうに思います。

そこで、パブリックコメントにお示しする内容は、審議会で審議している内容が全てになるのでしょうか。

事務局： パブリックコメントに出す内容につきましては、審議会で審議していただいている内容のほかの事項も含む見込みでございます。

パブリックコメント制度とは、市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画や条例等を決定するときに、事前に、その案の趣旨や内容等を公表し、市民などの市政への参加を促進させるため、市民の方のご意見の提供を受けるとともに、いただいたご意見とそれに対する市の考え方を公表していく制度でございます。

吉川会長： はい、わかりました。いずれにしても第2回で、またお示しいただけるということで、委員の皆さんもよろしゅうございますでしょうか。

津田委員： 1点だけ、よろしいですか。

吉川会長： はい。

津田委員： ガイドラインをおつくりになるという話なんですけども、ガイドラインを策定するスケジュールとか、それをパブリックコメントにおかけになるのかどうかとか、そのあたりはどんなふうにお考えになってるのかなと思ひまして。

事務局： まず改正の条例（案）の内容ができてから、ガイドラインになりますので、パブリックコメントには、含みません。

津田委員： 条例案を作成してからパブリックコメントということですか、それとも、ガイドラインの検討は並行して行うということですか。

事務局： できれば早い段階ではやろうと思ひます。

吉川会長： よろしゅうございますか。

津田委員： はい。

岡委員： せっかくパブリックコメントをやりますし、今回、市民アンケートもさ

れた上での改正ですので、できるだけたくさんの方々に意見をいただきたいというか、目に触れるような形にさせていただきたいと思えますね。やりましたけれども、1件でしたとか、ああいう報告はあまり受けたくないというか、意見がなくてもたくさんの方々の目に触れて、自分たちの答えた市民アンケートが、こうやって反映しているんだということがわかるように、広報なんかの目に入るところに、探さなくてもいいようなところでパブリックコメントをお願いしたいと思えます。

吉川会長： わかりました。広報と広聴をよろしく願い申し上げます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上で、本日の審議は終わらせていただきます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

5 閉 会

事務局： どうもありがとうございました。

それでは、次回の審議会は9月上旬ごろに開催したいというように考えています。

次回につきましては、屋外広告物等の規制及び誘導についての素案を、中間答申という形でいただくことを目標としており、その後、10月にパブリックコメント、その後、最終答申ということになりますので、引き続きよろしく願いしたいと思えます。

最後に、都市整備推進室長の太田より閉会のご挨拶をさせていただきます。

太田室長： それでは、閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は多忙な中、長時間にわたり審議いただきまして、ありがとうございました。

本日の審議案件の、屋外広告物等の規制及び誘導の検討につきましては、本日委員の皆様から頂戴いたしました貴重なご意見、これをもとに再検討しながら進めてまいりたいと考えております。

また、次回の審議会では、規制誘導案についての中間答申をいただき、秋にはパブリックコメントを実施できればと、このように考えております。よろしく願いいたします。

今後ともタイトなスケジュールとなることが予想されますが、より望ましい屋外広告物のあり方を目指しまして、委員の皆様にはお力添えをいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は、どうも長時間ありがとうございました。

事務局： 本日は、委員の皆様、ありがとうございました。これをもちまして、平成27年度第1回景観審議会を閉会させていただきます。
ありがとうございました。